

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成16年 2月 第2回訂正分)

## 株式会社ワイズテーブルコーポレーション

ブックビルディング方式による募集における発行価額及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年2月19日に関東財務局長に提出し、平成16年2月20日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成16年1月26日付をもって提出した有価証券届出書及び平成16年2月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集600株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し780株（引受人の買取引受による売出し600株・オーバーアロットメントによる売出し180株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成16年2月18日に決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 証券情報

### 第1 募集要項

#### 1 新規発行株式

欄外注記の訂正

(注) 本募集並びに本募集と同時にされる「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に当たり、その需要状況を勘案した結果、本募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別にUFJつばさ証券株式会社が当社株主である金山精三郎から賃借する当社普通株式180株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。なお、その内容につきましては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

#### 2 募集の方法

平成16年2月18日に決定された引受価額（414,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（450,000円）で募集（以下、「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

欄外注記の訂正  
(注)3の全文削除

### 3 募集の条件

#### (2) ブックビルディング方式

欄内の数値の訂正

「発行価格」の欄：「未定(注)1」を「450,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1」を「414,000円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)2」を「1株につき450,000円」に訂正。

「摘要」の欄：

- 3 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき414,000円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 6 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
- 7 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定いたしました。その内容等については、下記の（注）1を参照下さい。
- 8 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

欄外注記の訂正

- (注) 1 公募増資等の価格の決定に当たりましては、仮条件（350,000円～450,000円）に基づいてブックビルディングを実施いたしました。  
その結果、以下の点が特徴としてみられました。  
申告された総需要株式数は、公開株式数の上限1,380株（募集株式数600株、引受人の買取引受による売出株式数600株及びオーバーアロットメントによる売出株式数の上限180株）を十分上回る状況であったこと  
申告された需要件数が多数にわたっていたこと  
申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと  
従いまして、公募増資等の価格は、上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、450,000円と決定いたしました。  
なお、引受価額は414,000円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（450,000円）と平成16年2月7日に公告した発行価額（300,000円）及び平成16年2月18日に決定した引受価額（414,000円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
  3. 新株式に対する配当起算日は、平成16年3月1日といたします。

(注)2、3の全文削除

### 4 株式の引受け

欄内の数値の訂正

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成16年2月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき414,000円）を払い込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき36,000円）の総額は引受人の手取金となります。

欄外注記の訂正

- (注) 1 上記引受人と平成16年2月18日に元引受契約を締結いたしました。ただし、株券受渡期日前に元引受契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。
- 2 UFJつばさ証券株式会社は、同社引受株式数の一部について、カブドットコム証券株式会社に販売を委託いたします。
  - 3 引受人は、上記引受株式数の内25株について、全国の証券会社に委託販売いたします。

## 5 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

欄内の数値の訂正

「払込金額の総額」の欄：「240,000,000円」を「248,400,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「222,000,000円」を「230,400,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除

### (2) 手取金の使途

上記の手取概算額230,400千円については、店舗の新設に全額充当する予定です。

## 第2 売出要項

### 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

平成16年2月18日に決定された引受価額（414,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格450,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「240,000,000円」を「270,000,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「240,000,000円」を「270,000,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 「第1 募集要項」に記載の募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、「第1 募集要項」に記載の募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別に、当社株主である金山精三郎からUFJつばさ証券株式会社が賃借する当社普通株式180株のオーバーアロットメントによる売出しを行います。

(注) 1、2の全文及び3の番号削除

## 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)

### (2) ブックビルディング方式

#### 欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄:「未定(注)1」を「450,000円」に訂正。

「引受価額」の欄:「未定(注)1」を「414,000円」に訂正。

「申込証拠金」の欄:「未定(注)1」を「1株につき450,000円」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄:「未定(注)2」を「(注)2」に訂正。

#### 欄外注記の訂正

- (注) 1 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。
- 2 元引受契約の内容  
証券会社の引受株式数 UFJつばさ証券株式会社 600株  
引受人が全株買取引受けを行います。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき36,000円)の総額は引受人の手取金となります。
- 3 上記引受人と平成16年2月18日に元引受契約を締結いたしました。ただし、株券受渡期日前に元引受契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。

## 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

#### 欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄:「72,000,000円(注)3」を「81,000,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄:「72,000,000円」を「81,000,000円」に訂正。

#### 欄外注記の訂正

- (注) 1 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集並びに「第2 売出要項」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、「第1 募集要項」に記載の募集並びに「第2 売出要項」に記載の引受人の買取引受による売出しとは別に、当社株主である金山精三郎からUFJつばさ証券株式会社が賃借する当社普通株式180株のUFJつばさ証券株式会社による売出しであります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成16年1月26日開催の取締役会において、UFJつばさ証券株式会社を割当先とする当社普通株式180株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を、平成16年3月31日を払込期日として行うことを決議しております。また、UFJつばさ証券株式会社は、上場(売買開始)予定日(平成16年3月1日)から平成16年3月26日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しのために、当社株主である金山精三郎から賃借した当社普通株式(以下、「賃借株式」という。)の返却を目的として、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。(略)

(注)3の全文削除

## 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

### (2) ブックビルディング方式

#### 欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄:「未定(注)」を「450,000円」に訂正。

「申込証拠金」の欄:「未定(注)」を「1株につき450,000円」に訂正。

#### 欄外注記の訂正

- (注) 1 上記売出価格、申込期間及び申込証拠金については、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における売出価格、申込期間及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。
- 2 売出しに必要な条件については、平成16年2月18日に決定いたしました。